柳川市監査委員告示第13号

財政援助団体監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第14項及び柳川市監査規程第23条第1項の規定により、令和3年7月27日から同年9月27日までに実施した財政援助団体(柳川市安全・安心まちづくり推進協議会)の監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年11月30日

柳川市監査委員 中村秀樹柳川市監査委員 矢ケ部広巳

3 柳総務第1399号 令和3年11月8日

柳川市監査委員 中村秀樹 様柳川市監査委員 矢ケ部広巳 様

柳川市長 金子 健次 (総務部総務課)

令和3年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について(通知)

令和3年10月29日付け、3柳監査第102号で提出された財政援助団体監査の結果の報告における指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

- 1 監査対象となった財政援助団体 柳川市安全・安心まちづくり推進協議会
- 2 指摘事項及び措置の状況 財政援助団体監査における指摘事項の措置状況報告書(別紙)のとおり

別紙

財政援助団体監査における指摘事項の措置状況報告書

1 監査対象団体 柳川市安全・安心まちづくり推進協議会

2 補助金等の名称 柳川市安全・安心まちづくり推進協議会負担金

3 所管部署 総務部総務課

指摘事項 (1) 支出事務

ア 安全安心通信の印刷費の支出命令書は支払額が5万円を超えているにもかかわらず、 事務局長が専決している。

措置等の内容

1 原因

業者選定の際に、印刷費を明示しており、会長決裁を受けていた。金額が変動しない 事から、事務局長までの決裁としていた。

2 措置内容の概要 『不措置』

過年度で監査も終了している事から不措置とした。

今後は会長決裁とするよう指導した。

3 再発防止策の内容

事務処理者、決裁権者による確認を徹底する。

指摘事項 (1) 支出事務

イ 防犯カメラリース料、またその電気料について支出命令書を起票していない。

措置等の内容

1 原因

自動引き落としである事から、毎月の支出命令書は作成していなかった。

2 措置内容の概要 『不措置』

過年度で監査も終了している事から不措置とした。

今後は支出命令書を作成するよう指導した。

3 再発防止策の内容

事務処理者、決裁権者による確認を徹底する。

指摘事項 (1) 支出事務

ウ 支出命令書の日付は、ほぼ記載されておらず、摘要欄の記載内容も予算の費目と相違 しており、正しく記載されていない。

措置等の内容

1 原因

毎月の支出命令書の起案日、決裁日等の日付について記載を失念していた。 摘要欄については記載誤り。

2 措置内容の概要 『不措置』

過年度で監査も終了している事から不措置とした。

今後、同様の不備がないよう指導した。

3 再発防止策の内容

事務処理者、決裁権者による確認を徹底する。

指摘事項 (1) 支出事務

エ 活動支援費のガソリン代について令和3年度に1件5,000円が返金されているもの を、決算書では令和2年度の支出額として減額しているため、年度末の繰越額と通帳の 残高が相違している。

措置等の内容

1 原因

市のように出納閉鎖期間を考慮していないので通帳通りとしていた。

2 措置内容の概要 『不措置』

過年度で監査も終了している事から不措置とした。

今後、財務に関する要綱第17条の規定に従った手続きを行うよう指導した。

3 再発防止策の内容

事務処理者、決裁権者による確認を徹底する。

指摘事項 (1) 支出事務

オ ドライブレコーダーの付け替え費用 8,250 円については、見積書と請求書が令和2年 3月28日であり令和元年度の債務であるにもかかわらず、令和2年度に処理している。

措置等の内容

1 原因

指摘事項(1)支出事務工と同様に出納閉鎖期間を考慮していないので通帳通りとしていた。

2 措置内容の概要 『不措置』

過年度で監査も終了している事から不措置とした。

今後、財務に関する要綱第17条の規定に従った手続きを行うよう指導した。

3 再発防止策の内容

事務処理者、決裁権者による確認を徹底する。

指摘事項 (2) 契約事務

ア 安全安心通信の印刷について、印刷業者と契約書を締結していない。

措置等の内容

1 原因

市が締結している広報誌「広報やながわ」の印刷業者を入札により選定する際に、柳川市安全・安心通信についても併せて発注しているため、契約書の取り交わしを行っていなかった。

2 措置内容の概要 『不措置』

過年度で監査も終了している事から不措置とした。

今後は、契約書を取り交わし発注を行うよう指導した。

3 再発防止策の内容

事務処理者、決裁権者による確認を徹底する。

指摘事項 (3) その他

ア 協議会規約については、平成21年5月18日に改正施行されているが、その際、協議会事務決裁及び財務に関する要綱の見直しが行われておらず、規約と要綱の内容が対応していない。

措置等の内容

1 原因

要綱の改正を失念していた。

2 措置内容の概要 『不措置』

プロジェクトチームで内容協議し、次年度総会で改正する事とした。

3 再発防止策の内容

規約改正を行った際は、要綱の内容についても確認を徹底する。